



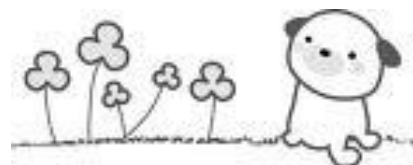
各種制度のご案内・・・家庭支援課（483-3472：直通）

児童扶養手当

ひとり親家庭の父、母等が18歳に達した年度の末日までの児童(児童に障害のある場合は20歳の誕生日まで)を養育している場合に支給されます。ただし公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができる場合は受給できません。障害基礎年金等を受給されている場合は相談ください。なお、所得が一定額以上ある時は手当の全部又は一部の支給が停止されます。担当窓口にご相談のうえ、手続きしてください。手当は受給資格についての認定を受けた後、受給することができます。

ひとり親家庭医療

児童扶養手当受給者および公的年金(遺族、障害)を受給されている方はひとり親家庭医療制度の申し込みが可能です。母子、父子共に医療費(保険適用分)が助成されます。児童扶養手当申請後、保険証を持参し、申請してください。



子育て短期支援利用制度

一時的児童の養育が困難になったときに、施設でのショートステイ等の支援。利用料金は課税状況により異なります。

泉南市母子・寡婦福祉会をご存知ですか・・・

母子家庭や寡婦が互いに助け合うために作られた会です。
母子家庭や寡婦が安心して暮らせる社会の実現を目標とし日々頑張っています。
仲間をつくりたくても、機会も時間もないと思っているお母さん、ぜひ母子・寡婦福祉会のことを知ってください。楽しいイベント等もあります。市内在住の母子家庭、寡婦の方ならどなたでも参加できます。入会費は年 700 円です

JR 通勤定期・乗車券特別割引

児童扶養手当を受給している世帯に、JR 通勤定期購入が 3 割引になる制度です。利用される方は、特定者資格証明書交付申請後、定期券購入の際に乗車券購入証明書の発行を受ける(年間、12 枚まで)。申請には写真(4Cm×3Cm)と印鑑が必要です。

就労支援

就労に関する相談に自立支援プログラム策定員が応じ、家庭の状況やニーズに応じた求人情報の提供、ハローワークとの連携により就労を支援していきます。

自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当受給者でひとり親家庭の父、ひとり親家庭の母が、厚生労働省指定講座を受講した場合に終了後、講座受講料の60%(上限20万円、ただし60%に相当する額が12,000円を超えない場合は支給しない)を支給する制度です。

受講前の相談、申請必要。

雇用保険制度の教育訓練給付金の*受給資格がある場合は、ハローワークでの支給金額を差し引いた額を支給します。

*3年以上雇用保険に加入している場合、(暫定的に1年以上の加入でも給付対象となる場合もあります。)ハローワークでご相談ください。

☆ひとり一回限り



高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父、ひとり親家庭の母の就職に有利な資格として 1 年以上養成機関で修業している場合、その期間の生活費の負担軽減を図ります。

事前相談必要。

対象資格…… 看護師 ・ 保育士 ・ 作業療法士 ・ 理学療法士

対象期間…… 修業の期間（上限 3 年）

市民税非課税世帯…… 月額 100,000 円

市民税課税世帯…… 月額 70,500 円

修了支援給付金（平成 20 年度入学者から適用）

市民税非課税世帯…… 50,000 円

市民税課税世帯…… 25,000 円

課税状況は同一世帯で判断し、世帯分離も含まれます。

* ひとり一回限り

* 必ず事前に母子・父子自立支援員まで受験する旨のご相談をお願いします。

事前相談がない場合、制度利用ができなくなる場合もあります。

☆ 該当するかどうか迷った時は、お問い合わせください。

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭の父、母を対象に、技能習得資金や子どもさんの進学費用等の貸付制度。相談、申請から貸付金の交付まで日数を要しますので、早めに計画を立て、ご相談ください。（父子家庭については、26 年 10 月 1 日から適用する。）

その他

* 児童手当

* ひとり親家庭の皆さんが抱えている生活でお困りのこと、資格習得、離婚前相談
子どもの事など母子・父子自立支援員が相談に応じます。（要事前予約）



その他の制度



* 無料法律相談(離婚や自己破産等) 要事前予約

産業観光課 TEL 483-8191

* 児童相談

家庭児童相談室 TEL 485-1586

* 女性のための電話相談(専用TEL 482-0590) 人権推進課 TEL 480-2855

* 府営住宅(総合募集 4,6,8,10,12,2月・福祉世帯向け等の募集も含まれる)

大阪府住宅供給公社 和泉大津管理センター TEL 0725-28-0002

* 市営住宅 (広報せんなんに掲載・6月、12月に募集)

住宅公園課住宅公園係 TEL 483-9972

* 保育所:利用者負担額について(保育料)

非課税世帯及び所得割課税額が、77,101円未満の世帯については、特定世帯として利用者負担額を算定します。

保育こども課 TEL 483-3471

* 泉南市留守家庭児童会

入会基準について、1年生～6年生になる小学生で、保護者及び同居の親族等が労働等により昼間家庭にいない(月間15日以上かつその状態が3カ月以上続く)状態で保育が必要な場合。

教育委員会生涯学習課 TEL 483-2582

* ファミリーサポートセンター利用について

子どもの一時預かり、幼稚園や保育所へのお迎え、小学生の送迎等

泉南市・ファミリーサポートセンター TEL 483-9665

☆ 詳細については、各担当課にお問い合わせをお願い致します。

